

児童手当

1. 手当を受給できる方

0歳から中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父母等のうち、児童の生計を維持する程度の高い方(所得額の高い方)。

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	第1子・第2子 10,000円
	第3子以降 15,000円
中学生	一律 10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降のお子さんが該当します。

(例1) 17歳、14歳、11歳の児童がいる場合

→17歳 第1子 0円
→14歳 第2子 10,000円
→11歳 第3子 15,000円

(例2) 19歳、14歳、11歳の児童がいる場合

→19歳 児童手当制度上は第1子とならない
→14歳 児童手当制度上の第1子 10,000円
→11歳 児童手当制度上の第2子 10,000円

3. 特例給付

児童を養育している方の所得が下記の所得制限限度額以上の場合は、法律の附則に基づく特例給付として、児童の年齢に関わらず月額一律5,000円を支給します。

扶養親族の数	所得制限限度額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円
5人	8,120,000円

4. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に前月までの4ヶ月分を支給します。

支払月	支給対象月
6月	2月分から5月分まで
10月	6月分から9月分まで
2月	10月分から1月分まで

5. 各手続きについて

(※申請は事由が発生した日の翌日から15日以内に行ってください)

(1)・第1子が生まれたとき ・受給者が高畠町に転入したとき など	認定請求
(2)・第2子以降が生まれたとき ・養育する児童の数が増減したとき	額改定請求
(3)・受給者が高畠町から転出するとき ・児童を養育しなくなったとき など	受給事由消滅届

(1) 認定請求に必要なもの

- ・印鑑(スタンプ印でないもの)
- ・申請者の健康保険被保険者証(社会保険の方のみ)
- ・申請者名義の金融機関の普通預金通帳
- ・マイナンバー通知カード(申請者および配偶者のもの)

- 児童と別居している等の事情がある場合には上記の他に必要書類がありますので、お問合せください。

(2) 額改定請求 及び (3) 受給事由消滅届に必要なもの

- ・印鑑(スタンプ印でないもの)

- 申請場所 役場1階 福祉こども課 こども若者支援係 (52-2864)

※15日特例

児童手当等は原則として、申請した月の翌月分からの支給となります。ただし、誕生日や転入日(異動日)が月末に近い場合、異動日の翌日から15日以内であれば、申請日が翌月になっても申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

●公務員の方

公務員の場合、児童手当等は勤務先から支給されますので、認定請求等の各種手続きは勤務先で行ってください。

また、公務員になったときや公務員でなくなったときは勤務先と高畠町福祉こども課の両方に届出および申請をしてください。

●その他、届出が必要なとき

以下に該当するときは届出が必要です。

- ・ 養育している児童の住所が変わったとき
- ・ 受給者または養育している児童の氏名が変わったとき
- ・ 海外に住んでいる児童の父母から、国内で児童を養育している者として「父母指定者」の指定を受けるとき。
- ・ 手当の振込先口座を変更したいとき

6. 現況届について

現況届は、受給者の6月1日現在の状況について届け出いただくものです。提出いただいた現況届に基づいて、受給資格(児童の監督や保護、生計同一関係など)を確認し、6月分以降の手当の支給について審査します。

※現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

7. 児童手当の寄付

児童手当や特例給付の全部または一部の支給を受けずに、これを高畠町に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続きがあります。

●寄付の申し出方法

寄付を希望される方は、支払時期（6月、10月、2月）の前月の10日までに手続きをしていただくことになります。

詳しくは、こども若者支援係にお尋ねください。

この記事に関するお問合せ先

担当：福祉こども課 こども若者支援係

TEL：0238-52-2864